

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法等による地方税賦課・徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

夕張市は、地方税法等による地方税賦課・徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税法等による地方税賦課・徴収事務では事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特定個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報が記録された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

夕張市長

公表日

令和5年2月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法等による地方税賦課・徴収事務
②事務の概要	<p>地方公共団体は、地方税法の定めるところにより地方税を賦課徴収することができ、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収については、当該地方公共団体の条例によることとされている。</p> <p>夕張市税条例に基づく税の賦課徴収の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①市民税の賦課徴収及び調査に関する事務 ②軽自動車税の賦課徴収及び調査に関する事務 ③固定資産税の賦課徴収及び調査に関する事務 ④都市計画税の賦課徴収及び調査に関する事務 ⑤市たばこ税の賦課徴収及び調査に関する事務 ⑥入湯税の賦課徴収及び調査に関する事務</p> <p>なお、事務の実施に当たり、申請者から事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により、当該口座情報の取得を行う。</p>
③システムの名称	1. 税情報システム(市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、収納、宛名管理)、 2. 滞納管理システム 3. 申告支援システム 4. 中間サーバー・プラットフォーム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 税情報ファイル(市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税、収納) (2) 宛名情報ファイル (3) 中間サーバーで保有する地方税関係情報ファイル (4) システム対象外税情報ファイル(市たばこ税、入湯税)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲)、別表第一(16項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項 【別表第二における情報照会の根拠】 27項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	夕張市役所総務課総務係(〒068-0492 夕張市本町4丁目 TEL0123-52-3170(直通))
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	夕張市役所総務課総務係(〒068-0492 夕張市本町4丁目 TEL0123-52-3170(直通))

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	I-5 ①部署	財務課(税務担当)	税務課	事後	
令和1年6月21日	I-5 ②所属長の役職名	税務担当課長 三浦 護	税務課長	事後	
令和1年6月21日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策	-	様式改正に伴う新項目の追加	事後	
令和2年9月25日	I-4 別表第二における情報提供の根拠	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項	1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項	事後	
令和2年9月25日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和2年9月25日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年9月1日 時点	事後	
令和4年3月30日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項 【別表第二における情報照会の根拠】 27項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120項 【別表第二における情報照会の根拠】 27項	事後	
令和5年2月17日	I-1 ②事務の概要	地方公共団体は、地方税法の定めるところにより地方税を賦課徴収することができ、その地方税の税目、課税客體、課税標準、税率その他賦課徴収については、当該地方公共団体の条例によることとされている。 夕張市税条例に基づく税の賦課徴収の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①市民税の賦課徴収及び調査に関する事務 ②軽自動車税の賦課徴収及び調査に関する事務 ③固定資産税の賦課徴収及び調査に関する事務 ④都市計画税の賦課徴収及び調査に関する事務 ⑤市たばこ税の賦課徴収及び調査に関する事務 ⑥入湯税の賦課徴収及び調査に関する事務	地方公共団体は、地方税法の定めるところにより地方税を賦課徴収することができ、その地方税の税目、課税客體、課税標準、税率その他賦課徴収については、当該地方公共団体の条例によることとされている。 夕張市税条例に基づく税の賦課徴収の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①市民税の賦課徴収及び調査に関する事務 ②軽自動車税の賦課徴収及び調査に関する事務 ③固定資産税の賦課徴収及び調査に関する事務 ④都市計画税の賦課徴収及び調査に関する事務 ⑤市たばこ税の賦課徴収及び調査に関する事務 ⑥入湯税の賦課徴収及び調査に関する事務 なお、事務の実施に当たり、申請者から事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により、当該口座情報の取得を行う。	事前	